

# 請願文書表

令和3年第3回神奈川県議会定例会

令和3年9月27日

請願番号	34	受理年月日	3 . 9 . 15
件名	私学助成等について請願		
請願者		紹介議員	
<p>※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。</p>		<p>柳下 剛 西村 くにこ 楠 梨恵子 近藤 大輔</p>	
<p>請願の理由</p> <p>神奈川県は私学発祥の地であり、県下の私立中学校・中等教育学校・高等学校は、独自の伝統と校風を守り、建学の精神を現代に生かし、有為な人材の育成に努力し、本県教育の充実発展に貢献してまいりました。</p> <p>幸い、本県においては、私学に対し、知事をはじめとする県当局並びに県議会議員の皆様の深いご理解とご支援のもとに、私学助成の充実が図られてきました。</p> <p>さて、今日、私学経営はますます厳しい時代に入っております。とりわけ経常費補助金については、全国的に見ると未だ生徒一人当たりの単価は、高等学校（全日制）、中学校、中等教育学校ともに国の財政措置額を大幅に割り込み、全都道府県の中で最低の水準にあります。しかしながら、神奈川私学は県下後期中等教育の約三分の一という役割を担っていることから、県下教育を担当している責務の重大さを痛感し、県民に信頼される個性豊かで、特色・魅力ある学校づくりのため、一層努力する所存であります。</p> <p>つきましては、令和四年度私学助成に関し、下記の点に格段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>請願の内容</p> <p>令和四年度の経常費補助については、一層の増額をお願いしたい。</p>			

請願番号	35	受理年月日	3 . 9 . 15
件名	再生可能エネルギー推進に向けた国への意見書の提出を求める請願		
請願者		紹介議員	
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		佐々木 ゆみこ	
<p>1 請願の要旨</p> <p>2021年9月3日、経済産業省より第6次エネルギー基本計画（案）が提案されました。このことを受け、神奈川県は、日本国政府に対して、脱炭素を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう、意見書を提出して下さい。</p> <p>◆要請事項</p> <p>1 国は、次期エネルギー基本計画で、2030年度の再生可能エネルギー電力目標を60%以上、2050年度は100%としてください。</p> <p>2 国は、脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーを強力に推進する政策への転換を早急にすすめてください。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>気候危機による人類の持続可能性が今、問われています。気温を2100年までに産業革命から1.5℃上昇以内に収めないと人類は生存できなくなると言われています。気候危機は私たち人間が生み出している二酸化炭素が原因です。2030年第6次エネルギー基本計画の改定はコロナ感染拡大と気候危機が進んでいる今、大変大切な計画となります。再生可能エネルギーの導入拡大は二酸化炭素を減らす最も有効な手段です。2030年の基本計画におけるエネルギーミックスをどのように計画するかが大きな岐路になります。</p> <p>日本は約70%の食料とほぼ100%のエネルギー資源を海外に依存しています。日本が自給できるエネルギーは再生可能エネルギーしかありません。また、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電の温存政策は、持続可能な脱炭素社会に逆行するものです。2050年カーボンニュートラルの実現の鍵は、エネルギーの効率化と共に再生可能エネルギーの大幅な拡大をいち早く進める事です。</p> <p>エネルギー政策の基本は、地域です。神奈川県においては2021年2月に「環境基本計画中間点検報告書」を取りまとめ、環境問題に対する県の姿勢を県民に表しています。神奈川県は首都圏の中心都市として、国を動かしていく役割があると考え、上記の内容の意見書を日本政府に提出することを要請します。</p>			

請願番号	36	受理年月日	3 . 9 . 22
件名	不正支出が認められた政務活動費の返還を条例や指針に明記することを求める請願		
請願者		紹介議員	
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		君嶋 ちか子 大山 奈々子 石田 和子 上野 たつや	
<p>1 請願の要旨</p> <p>政務活動費は、神奈川県議会を構成する議員が神奈川県議会基本条例に定める使命を果たすために、地方自治法並びに神奈川県条例などに基づき、議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部として交付される経費とされています。</p> <p>ところが、平成27年に元県議会議長が印刷物の領収書を偽造し架空請求した事件がありましたが、不正支出した政務活動費の返還はされていません。一般社会では不正支出は返還するのが当たり前なのに、政務活動費の不正支出をした議員には適用されないというのは、あまりにも非常識であり不公正です。</p> <p>不公正の原因は「県条例」や「政務活動費の指針」の（政務活動費の返還）の項目の中に不正使用についての規定がなく、返還することが明記されていないからだと思います。</p> <p>現行の条例や指針を改め、県議会が不正を許さない姿勢を示し県民からの信頼を回復して下さい。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>令和元年度以降、政務活動費連絡会が開催されていますが、不正支出の再発防止に向けて十分な検討がされたとはいえません。一般社会では不正支出は返還するのが当たり前のことです。不正を容認したままの県議会に対して県民は不信感を持っています。</p> <p>会派の赤字を理由に、不正支出した金額を返還しなくてもよいとする解釈が是認される現行の「政務活動費の指針」と「県条例」を見直し改正して下さい。</p>			

請願番号	37	受理年月日	3.9.22
件名	国に対して、被児童虐待経験のある大学生等が生活保護を受けられない運用を改めることの見解書提出を求める請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	神倉寛明		
第1 請願の要旨	<p>生活保護法に基づく、現行の実施要領（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）によると、児童虐待の被害者が、避難に際して一時的に生活に困窮した場合であっても、大学生等の身分を有すると、原則として、生活保護を受けることができません。</p> <p>児童虐待の被害者などセーフティネットが必要な大学生等が、夢や希望を諦めることなく社会に巣立つことができるよう、生活保護制度の柔軟な運用に加え、大学生等を支援する制度の拡充など、重層的な支援で大学生等を支えることを求める意見書を、神奈川県議会が国に提出していただきたく請願申し上げます。</p>		
第2 請願の理由	<p>1 逆境にある子ども・若者へのセーフティネットとして機能を果たさずかつ悪影響を及ぼしていること</p> <p>(1) 大学生等である児童虐待の被害者が生活保護を受けられないこと</p> <p>ア 避難に際して生活保護を受けられないこと</p> <p>上述しましたように、現在、現行の実施要領（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「昭和38年通知」といいます。）による運用の下では、夜間大学生や稼働能力がないと認定された者を除いて、大学生等は生活保護を受けることができません。</p> <p>そのため、児童虐待（以下、「虐待」といいます。）の被害者が、18歳になって避難した場合、大学生等という身分を有する又は大学等に進学したいと希望すると、生活保護を受給することが原則できません。</p> <p>上記被害者のうち、18歳といった高年齢になってから避難する者の中には、高校卒業と大学入学のために、保護者からの身体的、心理的、性的虐待を我慢し続け、まさに命と引き換えに大学生活の切符を得てから、避難をする者もおります。</p> <p>一方で、こういった被害者については、財産も身寄りもなく避難することもあり、また後述するように現行法制度では使用できる制度が十分ではなく、支援につながるまでのタイムラグもあり、一時的に生活保護が必要なことが珍しくありません。</p> <p>ところが、現行運用ではこのような被害者が、一時的にすら生活保護を利用できない実情になっており、あまりに過酷な状況となっております。</p> <p>イ 中村舞斗氏のご経験</p> <p>当職とともに署名活動をしている、虐待どっとネット代表理事の中村舞斗氏は、就労して貯金をしてから大学に進学したものの、大学在籍中に児童虐待の後遺症によるフラッシュバックが起こるようになり、アルバイトで生活費を賄えなくなりました。生活保護の窓口で、一時的に生活保護を受けられないか相談しましたが、大学生であることを理由に断られてしまい、絶望の淵で自死を図るに至りました。幸い未遂に終わり、治療につながることはできましたが、生活を維持するためには大学を中退するしか選択肢がなく、社会復帰までに8年もの時間を要されたそうです。</p> <p>中村舞斗氏ご自身のお力や人柄で、社会復帰できたものの、このような悲しい経験を</p>		

する人は、もう1人たりとも増やすわけにはいきません。

## (2) 現行の運用による今の子ども・若者への影響

現行の運用では、今まさに被害にあっている子どもや、現在大学等在籍中の若者が、虐待親等から避難したいと考えても、避難後に、大学に在籍したまま生活する目どが立たず避難を断念し、その後も虐待を甘んじて受けることを強いることになりかねません。特に現在のようなコロナ禍で生活基盤が安定しづらいなかでは、一層、避難をちゅうちょすると思われれます。

昭和38年通知による運用が、子ども・若者に対して虐待を受けることを強めている可能性すらあるのです。

## (3) 家計急変者等、セーフティネットが必要な大学生等が存在すること

虐待被害者だけではなく、家計が急変してセーフティネットが必要になることもあります。

大学等に入学した際には、出身世帯の収入が安定していたけれども、その後家計を担う者が病気になった、職を失った、死亡したというような場合にも、一時的に生活困窮することがあります。

このような場合に、大学費用の無償化や給付金の充実による救済も重要ですが、そういった支援や給付があっても、一時的にセーフティネットが必要となります。

虐待からの避難も、家計の急変も、若者のせいではない逆境という意味では同じです。逆境にある若者へのセーフティネットが、機能していない状況だと評価できます。

## (4) 小括

このように、昭和38年通知による運用は、虐待被害者や家計急変事由があった若者たちが、大学生等の身分を有する又は大学等進学を希望すると、セーフティネットとして機能していない状況にあり、また、そのことにより、逆境にある子ども・若者たちに悪影響を及ぼしております。

直ちに、セーフティネットが必要な大学生等が生活保護を受けられる例外的運用を認め、逆境にある子ども・若者たちへ、避難しても大丈夫な社会であるとメッセージを送ることが必要不可欠です。

## 2 社会情勢の変化が反映されていないこと

昭和38年通知が発出された当時は、大学進学率が12%（女性大学進学率3.9%）で、大学に進学できる者は裕福な家庭の出身者であると推測されることや、学生生活自体が「ぜい沢」と評価できるという背景もありました。そのため、大学生等に対して生活保護を支給しないという運用も一定程度理由のあるものでした。

しかしながら、同通知から55年以上が経過し、社会情勢は大きく変化しております。文部科学省「学校統計」によれば、令和2年度の高等教育機関（大学（学部）・短期大学（本科）入学者等）進学率は83.5%に達しており、もはや、大学等に進学することは一般的なこととなっております。「ぜい沢」と評価することはできなくなりました。

## 3 現行の運用では自立が遅れる場合があること

### (1) 不必要に自立を阻む場合があること

現行運用では、上述したような被害者が生活保護を受けるためには、大学等を休学、退学等することを余儀なくされます。そのため、仮に、あと数か月で大学等卒業できる虐待被害者が、緊急事態宣言の余波によりアルバイト収入がなくなり一時的に生活保護が必要になる場合でも、一時的に生活保護を受けるためには、休学をする必要があります。

しかし、卒業間際で休学してしまえば、その年度での卒業ができず、少なくとも翌年度の半期分の学費の半額は発生してしまうため、結果的に支出が増えますし、在学期間が延びた結果、自立までの期間も無用に延長されてしまいます。

就労のための自立の促進に向けて平成26年に生活保護法の一部改正をしたにもかかわらず、不必要に自立を阻む運用が残っているのです。

## (2) 長期的にみれば卒業のほうが自立に資すること

### ア 実質的な就労能力について

虐待被害者は、虐待により心身に重大な影響を受けていることが多く、虐待親から避難したとしても、すぐに就労できないことや、すぐに就労したいと本人が望んでも、それが医療的に推奨できないこともあります。

虐待親から避難した被害者を退学に追い込んで生活保護を支給した場合、当面の間は当該被害者に生活保護費を支給する必要がありますが、大学生等は就労に向けた訓練等を行っていないことが多く、心身が回復した後も直ちに就労できるとは限りません。

そうであれば、むしろ、被害者に生活保護を受給しながらの在学を認め、通常の就職活動をしてもらった方が、より就労が確実になるといえます。

したがって、大学を卒業する方が、結果的に自立に資することも多いと考えられます。

### イ 生活保護からの自立について

加えて、令和2年度の賃金構造基本統計調査では、高卒の平均月収は17万7700円、一方大卒の平均月収は22万6000円とされており、ボーナスを考慮せず単純に12か月で計算しても、高卒と大卒では、年額57万9600円の差が出ます。長期的にみれば一時的に生活保護を受けることがあっても、大学を卒業する方が、生活保護からの自立に資する側面もあります。

## 4 子ども・若者への支援の手を重ねる必要があること

### (1) はじめに

子ども・若者への他の支援があるから、大学生等については生活保護が必要ではないという意見もありうるため、その点について念のため申し添えます。

### (2) 虐待被害者の子ども・若者への支援が十分ではないこと

#### ア 児童相談所が支援できていないケースも多いこと

児童福祉法第4条第1項本文が、「児童」を18歳未満と定義するため、高校生であっても18歳になった若者は、専門機関である児童相談所の支援が原則として受けられません。また、虐待通告年齢が高年齢となると、児童であっても児童相談所が児童養護施設に措置をすることは難しく、実質的に十分な支援ができません。こういった子ども・若者は、措置されていない以上、18歳未満から継続して措置を受けている場合の「措置延長」や「児童自立生活援助事業」は利用できません。

一方で、虐待においては、保護者から受ける虐待行為が「しつけ」や「罰」などという名のもとに行われることが多く、保護者の行為が虐待であると子どもが認識できないことが珍しくありません。そのため、児童虐待の被害者のうち、児童相談所による支援を受けられていない子ども・若者の数は、相当数に上ります。

#### イ 児童自立生活援助事業だけでは不十分であること

このような被害者について現行法制度でも、利用できる支援自体はあります。それは、子ども用のシェルター等から自立援助ホームにつながるなどして、児童自立生活援助事業を利用するという手段です。

しかし、子ども用シェルター自体は県内に1施設しかなく、入所ができないことも珍しくありません。児童自立生活援助事業を利用できるのはごく限られた若者に限られます。利用できなかった子ども・若者へのセーフティネットが必要です。

また、運よく子ども用シェルター等に入所できるとしても、入所待ちの時間があることがほとんどです。女性用シェルターやシェアハウス等で待つことも多いですが、その間は上記事業を利用できないので、やはりセーフティネットが必要です。

#### ウ 小括

このように、児童虐待の被害者である子ども・若者の多くが、セーフティネットとしての生活保護を必要としています。しかし、現行の運用では、例えば、学費は無償で、夏休み中の避難で実際には登校等しておらず、かつ、慎ましやかな生活で医療受診だけが望みだとしても、生活保護を受給して医療を受けることすらできません。

(3) 家計急変のあった大学生への支援が十分でないこと

生活困窮自立支援法第3条第3項に基づく「生活困窮者住居確保給付金」があるといわれることもあります。しかし、同給付金の対象者には、前述したような虐待で逃げてきたばかりの子ども・若者はもちろん、出身世帯からの仕送りと自身のアルバイトで就学してきた子ども・若者なども該当しません。

また、対象者となるようなアルバイトで生計をたてている子ども・若者についても、給付内容が住居費用に限られており、最低限必要な医療費すら賄われない内容となっております。

やはりここでも、生活困窮自立支援法からこぼれ落ちる子ども・若者のためのセーフティネットが必要です。

(4) 支援の手は重ねるべきであること

生活保護は、最後のセーフティネットです。他の様々な支援があっても、それでも抜け落ちてしまった子ども・若者の最後のセーフティネットとして機能する必要があります。

現在、国や自治体においても、様々な知恵が出されて、多種多様な子ども・若者支援がされていると思います。そういった支援の手が広がっていくことは本当にありがたく拝見しております。しかし、それでもその支援にアクセスできない子ども・若者の存在があります。そのような観点から、支援の手は、みんなで重ねていくことが重要となります。

孤独に困窮した子ども・若者が、希望を求めて生活保護の窓口に来てくる可能性があります。最後のセーフティネットとして機能できるよう、運用を変更して頂きたいと存じます。

5 世論の賛同もあること

当職が、令和3年8月25日Twitterで「虐待を受けた子どもが18歳になってから親元から逃げると児相は原則取扱いできません。頼みの綱は生活保護です。でも大学生はダメなんです。たとえ18歳でも。逃げたばかりでも。行かせてあげたい…。医療費分だけでもいいんです。生活が安定するまでだけでも。どうか選択肢をください…。」と記載したところ、大きな反響を得て、令和3年9月8日現在、2405件の引用・リツイートがあり、6111件のいいねがありました。

その後、NPO法人虐待どっとネットが署名活動を開始しましたが、同署名活動は、令和3年9月8日現在、同年8月28日から始めた電子署名で12日間のみで既に合計2万7845筆の賛同を得ました。

批判的な連絡は皆無に等しいほどなく、多くの世論の賛同があります。

6 総括

昭和38年通知に基づく運用については、迅速に改める必要性があり、また改めることについての世論の賛同もあります。

児童虐待の被害者などセーフティネットが必要な大学生等が、夢や希望を諦めることなく社会に巣立つことができるよう、生活保護制度の柔軟な運用に加え、困窮した大学生等を支援する制度の拡充など、重層的な支援で大学生等を支えることを求める意見書を、神奈川県議会が国に提出していただきたく請願申し上げます。